

(報告)

いじめ問題に係る対策について

平成24年7月31日の臨時教育委員会において報告しました「いじめ問題に係る緊急対策」について、取組の進捗状況を報告します。

平成24年8月27日

教育長 田原 博明

記

《いじめ問題に係る緊急対策》

すべての教育関係者が、「いじめは絶対許されない行為である」との認識のもと、いじめの早期発見・早期対応、いじめを許さない学校づくりに向けて、『いじめ問題対策』を緊急的・総合的に実施

◆ いじめの早期発見・早期対応

- 1 児童生徒用クリアファイル及び保護者用啓発リーフレットの作成・配付 **資料 1**
…各学校へ8月27日に配付。
- 2 教師用「いじめハンドブック」の作成 **資料 2**
…いじめ対策検討チームにおいて作成中。

◆ 緊急全校調査

- 1 学校の取組調査 **資料 3**
…文部科学省の緊急調査に付随して、8月10日(金)に各市町(組合)教育委員会及び府立学校へ通知。
- 2 児童生徒対象アンケート調査への提起 **資料 4**
…文部科学省の緊急調査に関しては、市町(組合)教育委員会教育長会議において提起。
定例的なアンケート調査に係るガイドラインはいじめ対策検討チームにおいて検討中。

◆ 危機管理支援チーム

…出勤基準、体制、活動内容等について、いじめ対策検討チームにおいて検討中。

◆ 緊急会議の実施等

- 1 市町(組合)教育委員会教育長会議 **資料 5**
…8月20日(月)に開催。
- 2 校長会議
…中学校は9月11日(火)に開催予定。小学校は今後開催予定。
- 3 緊急生徒指導主任(担当者)会議
…9月28日(金)に開催予定。
- 4 いじめ問題に関する資料を府教委ホームページに網羅的に掲載
…8月21日(火)に特設ページ「いじめについて知っておいてほしいこと」を新設。

児童生徒用クリアファイル・保護者啓発リーフレットの配付について

1 作成の目的

○児童生徒用クリアファイル

児童生徒に対し、学校や家庭以外にいじめ等について相談できる機関や窓口があることを知らせる。

○保護者用啓発リーフレット

保護者が、子どもの出すいじめに対するサインを見逃さないで受け止めることができるようにする。

2 内容

○児童生徒用クリアファイル

- ・ A4判、片面2色印刷。
- ・ 小学校・特別支援学校用と中学校・高等学校用の2種類。
- ・ 「いじめを許さない」というスローガンと「いじめ」や「悩みごと」等に係る相談窓口（電話相談）一覧を記載。

○保護者用啓発リーフレット

- ・ A4判、両面フルカラー印刷。
- ・ 「いじめの定義」「いじめの実態」等、いじめの現状と、学校以外にいじめについて相談できる機関や窓口の一覧を記載。
- ・ いじめを発見するためのポイントをチェックリスト形式で提示。

3 配布対象

○児童生徒用クリアファイル

小学校1年生～高校3年生（特別支援学校含む。京都市立・国立・私立学校は除く）

○保護者用啓発リーフレット

小学校1年生～高校3年生（特別支援学校含む。京都市立・国立・私立学校は除く）の保護者

4 その他

○平成24年8月27日(月)各学校へ配布。

教員用いじめ対応ハンドブック(仮称)の作成について

1 目 的

どの子どもにも、どの学校でも起こりえる「いじめ」の、最近の陰湿化、ゲーム化、ネット化といった複雑かつ深刻な実態に即し、子どもの出すいじめに対するサインを敏感に受け止め、迅速かつ正確に対応できるようにするため、常に教員が身近に置いて活用できる手引書を作成する。

2 内容(案)

表紙(教員へのメッセージ)

I いじめの定義

II いじめの構造

III 最近のいじめの特徴

IV いじめ発見のチェックリスト

- | | | | |
|------------|-----------|---------|----------|
| 1 登校時 | 2 授業中 | 3 休憩時間 | 4 昼食・清掃時 |
| 5 部活動・学校行事 | 6 放課後・下校時 | 7 生活面全般 | |

V いじめへの対応

- 1 いじめられている子ども(被害者)への支援
- 2 いじめている子ども(加害者)への指導
- 3 周りの子どもたち(観衆・傍観者)への指導
- 4 ネットいじめへの対応
- 5 保護者への対応
 - (1) 被害者の保護者への対応
 - (2) 加害者の保護者への対応
- 6 組織的な対応・連携

VI いじめへの予防

- 1 教師の言動・姿勢
- 2 学級づくり
- 3 保護者・地域との連携

裏表紙(相談に関する専門機関の一覧)

3 仕 様

A5判 16ページ

4 配付時期

9月末～10月上旬(予定)

5 配付対象

京都市を除く公立小・中・高・特支学校の全教職員

6 その他

平成24年9月28日(金)開催の「京都府小中学校生徒指導主任会議」において、当ハンドブックの活用について説明する予定。

いじめの問題に関する児童生徒の実態把握並びに教育委員会及び学校の取組状況に係る文部科学省の緊急調査

1 調査の趣旨

いじめの早期発見、早期解消につなげるよう、緊急に各学校におけるいじめの認知件数等を把握する。

2 調査内容

① 取組状況調査

学校及び教育委員会におけるいじめの問題への取組状況に関して臨時に調査する。

[教育委員会への調査項目]

- (1) 学校に対する指導
- (2) いじめの問題への取組
- (3) いじめの問題への取組に対する点検
- (4) 学校と警察の連携
- (5) 重大事案につながるおそれのあるいじめ
- (6) その他（これまでの取組の見直しや新たな取組みの開始など）

[学校への調査項目]

- (1) いじめの問題への取組に対する点検
- (2) いじめの実態把握に関するアンケート調査
- (3) いじめを把握したときの対応
- (4) いじめの問題に関する校内研修
- (5) 学校における管理・指導體制の在り方
- (6) 学校と警察の連携
- (7) その他（これまでの取組の見直しや新たな取組みの開始など）

② 児童生徒調査

学校において、児童生徒の状況を把握し、いじめの認知件数等を提出する。

- (1) いじめの認知件数等（今年度当初から、今回の調査時点まで）
- (2) 具体的事案の状況

3 府の「いじめの問題に関する取組状況調査」について

学校としての問題点の点検や取組の今後の改善を図るために、文部科学省の緊急調査において調査されていない項目について質問項目を府で設定し、今回同時に発出した。

例：PTAや地域の関係団体等とともに、協議する機会の設定。

職員会議等を通じた教職員間での共通理解。

4 文部科学省への提出期限

平成24年9月20日(木)

文部科学省「児童生徒アンケート」実施後の検証について

いじめの問題については、特定の教員が抱え込んだり、事実を隠したりすることなく、学校全体で対応することや、保護者等の理解を得ることが必要なため、このたび実施される文部科学省のいじめ問題緊急調査中の児童生徒調査についても、各学校がアンケート等による聞き取りを実施した後に、例えば以下のようなプロセスを取ることで、学校内での情報共有や、教員以外の目を加えた検証を行うことを、今月20日に開催した府内市町(組合)教育委員会教育長会議において提起した。

1 アンケートの内容を検証する場を設置する。

- アンケートの実施後は、一部の教職員のみで情報管理をせず、内容検証のための会議を実施する。
- 原則として全てのアンケート票を会議出席者全員で確認する。



2 教員以外の外部の視点を導入する。

- スクールカウンセラーや学校評議員、学校運営協議会委員などが、アンケート票を確認する。
- 児童生徒が何らかの記述をしているアンケート票は、学校の判断で取捨選択せずに全て提示する。
- ※ 児童生徒名や個人の特定に繋がる内容については、マスキングなどの処理を配慮する。



3 アンケート結果を教育委員会へ報告する。

- 教育委員会事務局は、各学校のアンケートの結果を集め、概要を教育委員会へ報告する。



4 アンケート結果を保護者・地域へ公表する。

- 各学校または教育委員会は、アンケート項目や結果概要（認知件数、事例、取組等）を公表する。
学校…学校だよりやPTA会議の機会など
教委…HPなど

府内市町（組合）教育委員会教育長会議の開催概要

1 日 時 平成24年8月20日（月）午後1時～3時

2 場 所 ルビノ京都堀川 ひえいの間

3 出席者

(1) 京都府教育委員会

田原教育長、小橋管理部長、永野指導部長、田中教育企画監、古市指導部理事、小谷乙訓教育局長、川村山城教育局長、田中南丹教育局長、水江中丹教育局長、木下丹後教育局長、角南総合教育センター所長、大谷総務企画課長、沖田学校教育課長
その他事務局職員

(2) 市町（組合）教育委員会

奥野教育長（向日市）、芦田教育長（長岡京市）、塩見教育長（大山崎町）、石田教育長（宇治市）、中村教育長（城陽市）、今井教育長（八幡市）、木下教育部長（京田辺市）、森永教育長（木津川市）、木村教育次長（久御山町）、松田教育長（井手町）、西出教育長（宇治田原町）、太田教育長（精華町）、西本教育長（相楽東部広域連合）、竹岡教育長（亀岡市）、森教育長（南丹市）、朝子教育長（京丹波町）、足立教育長（綾部市）、荒木教育長（福知山市）、佐藤教育長（舞鶴市）、横山教育長（宮津市）、米田教育長（京丹後市）、梅崎教育次長（伊根町）、垣中教育長（与謝野町、与謝野町宮津市中学校組合）

4 概 要

(1) 京都府教育委員会 田原教育長あいさつ

大津市でのいじめに関する一連の事案を受け、府内の全市町（組合）教育委員会
が何が問題とされているのかを共有した上で、一丸となって取り組んでいくという
姿勢を示すことが必要である。

この問題は何年かに1度出てきて、対応すればいいというものではなく、継続し
て把握し続け解決に取り組んでいくことが必要となる。

ここでの視点として、現在何をもって世論が教育委員会や学校を非難しているか
、という認識を持つことが重要である。教員がいじめに気づかない、気づいても対
応が中途半端である、いじめであるかどうかを判断できないことを理由に処理を避
ける、加害者の否定に二の足を踏んだり公表を恐れることで、結果的に対応が遅れ
る、といったものが考えられる。

そもそもいじめを学校内だけで解決しようとするのが問題である。いじめは見
えにくく、最近ではネットいじめの存在もあり、被害者自身が知られたくないとい
う思いを持っている場合もある。

教員がいじめを見抜く能力がないのか、見て見ぬふりなのかなどをしっかりと見極
めた上で、それぞれに対応した取組が必要となる。

学校が取り組める限界を認識することが重要である。また、いじめを根絶するこ
とは理想ではあるが、起こりうることを前提として早期に対処することが重要であ

る。

見たくないものは見えない、ではなく、研修を通じて教員の気づき力を高めていくと同時に、子どもや保護者の相談先として多チャンネル用意し、対応し続けていくことが求められる。

一方、生徒会など子どもたち自らの活動や、PTAや地域等の活動などにより、いじめそのものを許さない空気づくりも重要である。そのためには、規範意識や人権意識を子どもに身につけさせることが第一の土台である。

さらには、アンケート調査を実施し、外部の目を入れ、個人情報の保護には配慮しながらも公表を躊躇しない姿勢が必要である。

また、いじめの内容が犯罪行為に及ぶような事案については、毅然とした対応をとるべきであり、事案をしっかりと見極めた上で、緊急避難的な措置としての加害者の出席停止といった措置も活用すべきである。

現在、教育委員会の在り方そのものが問われており、他府県での好ましくない一部のケースを取りざたされ、廃止論に発展しているが、制度論での問題であるのか、機能していないのかということを取り分けて考える必要がある。

お互いいろんな問題点を議論しあい、京都府内一丸となって、しっかりと対応をしていくことを確認する場となるようお願いしたい。

(2) 事項説明 (①永野指導部長及び②田中教育企画監による資料説明)

①府の取組経過等について

②いじめ問題緊急対策と今後の方策

- ・ いじめの早期発見・早期対応について
- ・ 緊急全校調査について
- ・ 危機管理支援チームの組織について
- ・ 緊急会議の実施等について

(3) 意見交換

- ◆これまで何回もいじめは全国的に社会問題となったが、その都度全国で連鎖的に事件が拡がる傾向があり、そのような事態を招かないよう万全を期さなければならない。
 - ・ 当町ではここ数年減少傾向ではあるが、やはり7月以降いじめに関連した相談が増加しており、実際に相談があった内容をすぐに調査し、事実関係をつかんで指導に至ったケースもある。
 - ・ 一方で、いじめの判断が難しいケースがあり、この判断のために外部の目を取り入れるということも必要になってくると考えるが、その人選については守秘義務の観点も入れながら丁寧に進めることが必要である。
- ◆当市内の通学路での事故については、府教委からのCCST派遣が本当に心強く、突発的な事象については、CCSTのような組織が本当に重要であると痛感している。
 - ・ いじめについては8月に校園長会を開催しいじめはどこでもあり得ること、絶対に許されないものであることを徹底した上で、早期発見・早期対応の重要性を伝

えたところである。

- ・生徒指導報告の中で、いじめに対する気づきは教員よりも外部からの通報による場合が多いことがわかり、早急に教員のいじめに対する気づき力を育成していかなければならないと感じている。

- ◆いじめは加害者不明のものが多く、かつてはそのような場合、加害者を特定しようとせず、あくまで全体の問題として指導し、うやむやにしてきたところがあり、この感覚を今でも持っている教員がいるので、まずはこれを断ち切らなければならない。
- ・一方で「あの子がしたに違いない」という予断や偏見もあってはならず、このことが教員を躊躇させる要因になっているのであろう。
- ・また、マスコミや世論は評価の観点から、学校は問題が発生しても公表したがないという思いが強く、その誤解も解いていかねば信頼につながらない。
- ・なお、犯罪に繋がるものについては、毅然と指導していく必要がある。

- ◆今回の大津市の一件により、学校の教育そのものを一から見直すきっかけになったと前向きにとらえたい。
- ・先ほども学校は問題を外に出したがないという話があったが、例えばいじめの認知件数が増えることは学校として良くないことと捉えられている。確かに理想はいじめゼロであることから、認知件数の増加は良くないのかもしれないが、本質を取り違えてはならない。教員用ハンドブックには認知件数をどのように捉えるべきであるのか明記してほしい。
- ・大津市の事案については、報道で知る限りではあるが、決して対岸の火事ではなく、自らの問題として考える必要がある。
- ・加害者と思われる子を指導しようとしても、自分がやったと認めない限り明確な指導ができず、逆に親から苦情を言われることが多くある。そうした場合、学校はどのように対応していけばいいのか、ここの知恵がほしい。

- ◆いじめの発見や解決には子どもと教員の信頼関係が大切であるが、現状として本来地域や家庭がやらなければならないことを教員が担っている状況であり、教員が子どもと向き合う時間が物理的に減少している。教員の負担軽減を進めることが重要である。
- ・大津市のような事案が発生した際に市町教委が相談できる組織があってほしい。また、そうした組織を市町教委もそれぞれで構築していかなければならない。

- ◆いじめは表面上の指導で終わると必ず潜在化してしまう。被害者はもちろんのこと加害者の将来も考え、解決しきるまでとことんやりきる必要がある。
- ・教員だけでは対応に限界があるため、学校外の保護者や地域の方々からもしっかりと情報収集し、事実を確認していく必要がある。また、拾った声に対して丁寧に応えていくとともに、取り組んだことについてきちんと理解を得ながら協力関係を作り上げていくことが重要である。

- ◆教員の気づき力の向上は本当に大切である。今回、いじめだけでなく広い視点からの調査を学校に行い、その後校長とフリートーキングを実施したところ、やはり教員への研修が必要だとの意見をもらった。
 - ・しかし、木を見て森を見ない教員ではだめであり、発生した事案その都度その都度に沿った研修ではなく、普遍的、継続的な教員の総合的な力量アップの研修が必要である。
 - ・事案の公表については、例えばアンケート結果を公表するとして、どのようにどのタイミングで公表するかはしっかりと検討する必要がある。

- ◆教員の気づき力向上は重要。一方、子どもの側にいじめられていることを隠す傾向もある。従って、子どもの内面の声を聞く「気づきの場」として小学校においても担任と児童との個別面談の設定が必要と考えている。
 - ・学校として通常「教育的配慮」は必要と考えるが、それが行き過ぎて対応が曖昧になりがちである。いじめの定義も変遷しており、今や「いじめ」と「校内暴力」に垣根はほとんどなくなりつつある中、加害者への毅然とした指導も必要である。

- ◆道徳教育をはじめとする心の教育を徹底的に実施することが何よりも大切である。
 - ・陰湿で陰で行われる「いじめ」は確かに発見しにくいので、その前のプロセスで目に見えて行われる「いじり」の段階から注視しておくことが重要ではないか。教師の「気づき力」を高めるためにも重要である。

- ◆教育への関心は今、通学路の安全といじめにあり、当教委が毎月発行している広報紙にもいじめを取り上げている。
 - ・今回、いじめに関する調査のなかで実際に中学校でいじめがあると調査結果が出てきたため、さらに具体的なアンケートを実施し、その結果を受け、保護者と連携し、当該者を指導したところである。
 - ・このことを地域に発信したところ、地域から信頼を得ることができ、公表することの重要性を痛感した。今後は地域の力も積極的に借りて対策に取り組んでいくことが必要である。

- ◆いじめが発生してから調査するのではなく、日頃から日常生活における子どもの人間関係の調査を継続して行うことが大切であると実感している。
 - ・子どもに関わる事象等について、指導と対応を行うに当たっては、常日頃からの実態把握がより重要である。
 - ・子どもの実態や傾向を座標軸（縦軸：問題行動が見られるか、見られないか、横軸：自己肯定的か、否定的か）で捉える手法がある。子どもが座標軸のどの位置に属しているかで、どのような対応が必要か判断できることから、校長等に教員が普段から気づき力を高める手法として指導している。
 - ・子どもを見る際には、母性、父性の両視座を兼ね備えた指導と相談が大切であるとともに、学校に配置されているスクールカウンセラーや心の居場所サポーター、まなび生活アドバイザーなど様々な立場から児童生徒の状況をとらえ、情報の共有化を図っていくことが大切である。

- ◆報道を見ている限りではあるが、大津市教育委員会がなぜあのような対応をしたのか理解できないというのが正直な感想である。
- ・大津市の件についてもそうだが、加害者側はほとんどが自分のやったことを認めようとしめない面があるが、子どもは変われる。毅然として徹底して話していかなければならない。
- ・大事なことは規範意識であり小さい時から育てるとともに、いじめはやはり学校だけでなく、地域や家庭と連携して問題解決を図っていくことが必要である。

- ◆世論では教育委員会が機能していないといった意見や、そこから発展して教育委員会不要論もある。教育委員会が、学校の状況を把握してしっかり情報共有していたのか、学校をサポートしていたのか、市長部局とも連携していたのかという点について、我々もしっかりと意識していかななくてはいけないと考える。
- ・全ての膨大な情報を教育委員会に提供し、研修することは困難だが、教育委員の研修の機会を充実させなければならない。
- ・教育委員の方々が専門家でないことも批判されることがあるが、レイマンコントロールの考え方もあることから、専門家でなくとも、しっかりと世論の意見を取り入れられる体制作りが必要である。
- ・また、保護者の意見を直接聞けるようにする窓口も今後検討していかなければならない。

(4) 京都府教育委員会 田原教育長

滋賀県教委が作成しているいじめ対策マニュアルはしっかりした内容であるにも関わらず、今回のような事態となっている。これはいくらマニュアルがしっかりしていても実際の教員の対応がなければ全く意味がないことを示している。

やはり教員の姿勢、実践する力が最も大切であり、この力を育成していくことが教育委員会としての使命である。

(5) その他

- ・京都府教育委員会 小橋管理部長より
「京都府立学校教職員のコンプライアンス意識の向上に向けて」について説明

保護者の皆さんへ

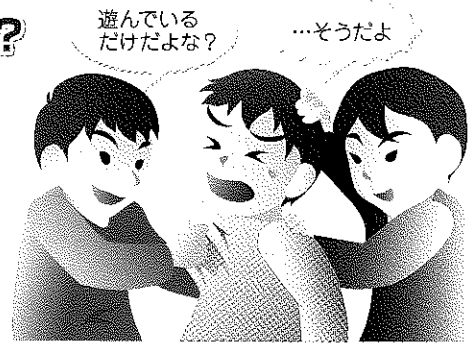
「子どもの様子がおかしい」と感じたら学校にご相談ください。

「いじめ」 小さなサインを見逃さない

どういう場合が「いじめ」にあたるのですか？

「いじめ」とは、「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。」です。（文部科学省）

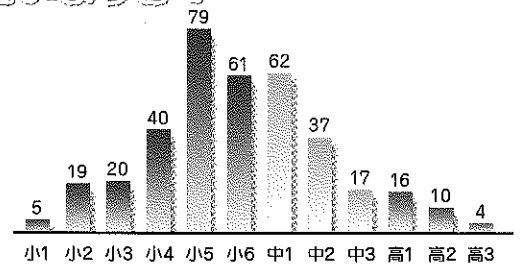
「いじめ」かどうかの判断は、いじめられた子どもの立場で行い、「いじめは人間として絶対に許されない」ということをしっかりと教えていくことが大切です。



京都府内のいじめの実態はどのようになっていますか？

いじめは、平成23年度中に小学校で224件、中学校で116件、高校で30件、特別支援学校で5件と、合計375件発生しています。（京都府の公立学校）

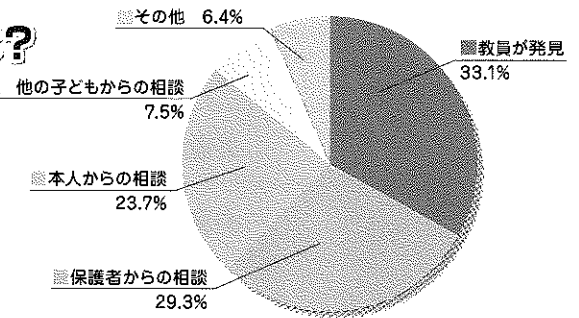
いじめは小学校低学年でも発生しており、小学校5・6年をピークにその後、徐々に減少しているものの、高校でも発生しています。



いじめを発見するようになったきっかけは？

平成23年度の分析では、子ども本人からの相談より、教員が発見したり、保護者からの相談で発見できたりした場合の方が多くありました。

このようにいじめの発見には身近な大人の役割が大きいことがわかります。



早期発見・早期対応がいじめ問題の解決には大切です。

学校以外にいじめのことについて相談できる所はありますか？

いじめに関する相談を受け付けている相談機関

- ★ 全国統一24時間いじめ相談ダイヤル ☎0570-0-78310
- ★ 京都府総合教育センター ふれあいすこやかテレホン ☎075-612-3268(3301)
☎0773-43-0390
- メール相談 <http://www.kyoto-be.ne.jp/ed-center/m/soudan.htm>
- ★ ネットいじめ通報サイト <http://www.kyoto-be.ne.jp/gakkyou/netijime.htm>
- ★ 少年サポートセンター ヤングテレホン ☎075-551-7500
- ★ 京都いのちの電話 ☎075-864-4343
- ★ 子どもの人権110番 ☎0120-007-110

「いじめられる側にも問題がある」は誤った考え方です。いじめは重大な人権侵害行為です！

いじめチェックリスト

※このチェックリストは、いじめを発見するためのポイントを示しています。次の項目にあてはまる場合は、その背景にいじめがあるかもしれないということを踏まえて、子どもの様子をさらによく見ていく必要があります。

項目	✓	主な状況
生活の変化		表情が暗くなり元気がなくなった。
		イライラしたり、おどおどしたりして落ち着きがなくなった。
		ささいなことで怒ったり、家族に八つ当たりしたりするようになった。
		登校時刻になると、身体の不調を訴え登校をしづらくなった。
		食欲が急に落ち、寝付きが悪くなった。
		メールや呼び出し音など携帯電話をととても気にするようになった。
言動の変化		急に無口になり、家族との会話を避けるようになった。
		学校や学級をかわりたい、部活をやめたいなどの話をするようになった。
		「どうせ自分はだめだ」「死にたい」ともらすようになった。
服装・持ち物の変化		理由のはっきりしない衣服の汚れや破れが見られるようになった。
		体に理由のはっきりしないすり傷や打撲のあとが見られるようになった。
		持ち物や勉強道具が頻繁になくなったり、壊れたり、落書きされたりするようになった。
		お金の使い方が荒くなり、使い道を言いたがらなくなった。
		必要以上にこづかいを要求するようになった。
		家から品物やお金を持ち出すようになった。
友だち関係の変化		友だちと遊ばなくなり、家に閉じこもりがちになった。
		知らない友だちからの電話があり、不自然な外出が増えた。
		親しい友だちが急に来なくなったり、友だちに対する不満を口にするようになったりした。
加害者になっていませんか		買ってないものを持っている。
		こづかい以上のお金を使っている。
		友だちへの言葉遣いが命令口調になっている。
		言葉遣いが悪くなったり、すぐかっとして暴力をふるったりするようになった。